

令和8年度竜王町国民健康保険特定保健指導および利用勧奨等業務 仕 様 書

1 業務名

令和8年度竜王町国民健康保険特定保健指導および利用勧奨等業務

2 目的

I イベント型特定保健指導

40歳から74歳までの竜王町国民健康保険加入者に対して実施した特定健康診査（以下「特定健診」という。）等の受診者に対し行う健康診査結果説明会（以下「結果説明会」という。）の開催時に、健康機器測定会のイベント運営を行うことで参加を促進し、特定保健指導の実施につなげることで、特定保健指導の利用率向上を図る。

II 特定保健指導支援業務（初回面接等）

特定健診の受診者のうち特定保健指導対象となった者（以下「特定保健指導対象者」という。）について、イベント型の健康機器測定会の場で特定保健指導を実施することで、特定保健指導の利用率向上を図る。

III 特定保健指導継続支援業務

特定保健指導対象者のうち、竜王町または指定医療機関等において初回面接を実施した者について、その後の継続的な特定保健指導を実施することで、特定保健指導の利用率向上を図る。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 実施体制

- (1) 過去に特定保健指導の受託実績があり、事業実施に関して一定の知識や竜王町内の状況について理解があること。
- (2) 竜王町の求めに対して迅速に対応できる体制であること。また、個人情報を保管するための鍵付き書庫を準備していること。事業開始時に竜王町職員が実施体制、個人情報の保管状況について確認できること。
- (3) 事業所に常勤の担当責任者（保健師・管理栄養士）を配置し、竜王町からの要望に対して真摯に対応すること。
- (4) 本事業における保健指導を実施する専門職は、一定の保健指導に関する見識と経験を有する者とし、資格の確認ができること。
- (5) 竜王町職員と連携を密にし、指導に従うとともに、円滑な利用勧奨・保健指導に努めること。
- (6) 本事業の実施に当たっては、一括再委託は行わないこと。一部再委託を行う場合は竜王町の承諾を得ること。

5 業務内容

I イベント型特定保健指導

(1) 特定保健指導利用勸奨業務

結果説明会（イベント）参加勸奨通知業務（想定件数：300件）

今年度の特定健診等の受診者に対して、受託者は竜王町が提供するデータを用いて、参加勸奨資材の作成・発送を行う。

【提供データ】（Excel形式またはCSV形式）

- ・特定健診対象者データ
- ・その他、業務遂行に必要なデータ（提供可能なものに限る。）

(ア) 通知物はA4両面1枚（4色印刷）とし、長3封筒に封入封緘し、発送すること。

(イ) 通知物は、特定保健指導の必要性および意義が伝わり、特定保健指導の利用につながる内容とするとともに、デザイン等にも配慮し、送付対象者のイベント参加に寄与するものとする。なお、詳細については、竜王町から提供のあるデータを用いて、作成・印刷・校正を行い、竜王町との協議を経て決定すること。

(ウ) スケジュールについて、竜王町と別途協議すること。

(2) 健康機器測定会

①健康機器測定会の参加者は1日30人程度を見込む。

②健康機器測定会の実施は、年間10日間（※1）とする。

※1 結果説明会の開催は、令和8年7月6日～7日、11月17日～20日の間における平日9：00～16：00および12月23日9：00～12：00を予定している。

③受託者が用意する機器（体組成計、食育SATシステム、血管年齢測定等）を用いて、対象者に健康機器の測定体験、結果の説明を行う。

④測定体験後、その場で専門職（保健師・管理栄養士）が個別に測定結果の説明や健康相談、特定保健指導初回面接を実施する。

⑤会場は、竜王町保健センターなど竜王町内の施設を使用する。

⑥竜王町と連携を密にし、指導に従うとともに、円滑な運営に努める。

II 特定保健指導支援業務（初回面接等）

(1) 対象者

令和8年度特定保健指導対象者のうち、健康機器測定会に参加のあった対象者とする。なお、特定保健指導の対象者数は年間で57人（内訳：積極的支援6人、動機づけ支援51人）を想定している。

(2) 特定保健指導（動機づけ支援・積極的支援）の初回面接等の実施

①実施プログラム

受託者は、下表の仕様のとおりに特定保健指導を実施するものとする。また、特定保健指導時に使用する教材等媒体については、竜王町と協議のうえ決定し受託者が用意する。

②特定保健指導の実施に当たっては、次の手引等に基づき実施するものとし、利用者ごとの支援計画の作成、ポイント管理を確実に行う。

(ア) 特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4.3版）（令和8年3月厚生労働省保険局医療介護連携政策課 医療費適正化対策推進室）

(イ) 標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）（令和6年4月厚生労働省健康・生活衛生局）

- ③事前に竜王町と受託者で対応や内容を協議し、受託者が書面でマニュアルを作成する。
- ④特定保健指導の実施の際には、資格確認および生活習慣病（高血圧・脂質異常、糖尿病等）治療における服薬の有無の確認を行い、資格喪失または服薬していれば、中断者として取り扱い、以後の保健指導は実施しない。

Ⅲ 特定保健指導継続支援業務

(1) 対象者

令和8年度特定保健指導対象者のうち、竜王町または指定医療機関等にて初回面接を終了した者。なお、特定保健指導の継続的な支援の利用者数は、年間で22人（内訳：積極的支援9人、動機づけ支援13人）を想定している。

(2) 特定保健指導継続支援の実施

実施プログラムや内容等については、上記Ⅱ 特定保健指導支援業務（初回面接等）と同様とする。

【特定保健指導】

区 分		仕 様	支払条件※
特定保健指導	動機付け支援	①初回面接による支援 一人当たり20分以上の面接による個別支援を行う。 ※結果説明会時に実施	初回面接による支援終了後に、一人当たり委託料単価の8/10を支払う。
		②実績評価 初回面接による支援から3か月後、実績評価を電子メールまたは電話等により行う。	実績評価終了後に、残り2/10を支払う。
	積極的支援	①初回面接による支援 一人当たり20分以上の面接による個別支援を行う。 ※結果説明会時に実施	初回面接による支援終了後に、一人当たり委託料単価の4/10を支払う。
		②継続的な支援 初回面接による支援から3か月以上の継続支援を電子メールまたは電話等により行う。	アウトカム評価とプロセス評価を合計し、180ポイント以上の支援を実施すること。
		③実績評価 初回面接から3か月以上経過後に電子メールまたは電話等により実績評価を行う。	実績評価終了後に、残り6/10（内訳：継続的な支援が5/10、実績評価が1/10）を支払う。 なお、3か月以上の継続的な支援実施中に脱落等により終了した場合は、一人当たり委託料単価の5/10に、実施済みポイント数の割合を乗じた金額を支払う。

※特定保健指導の単価については、従量制とする。

IV その他業務

(1) 特定保健指導従事者打合せへの参加

健診結果説明会の従事者打合せに参加し、業務についての説明を行うこと。従事者打合せは、令和8年6月30日（火）午後を実施する。

(2) 調整会議の開催

特定保健指導の質および実施率の向上や竜王町との連絡調整のため、6か月に1回程度、受託者は調整会議を提案し、開催すること。なお、調整会議の議事録は、受託者が作成することとする。オンライン開催の場合は、開催に必要な準備（ZOOM設定等）は受託者が行うこと。

6 請求方法および時期

- (1) 特定保健指導の委託料の支払いについては、受託者は1回目を初回面接終了後、2回目を実績評価終了後（継続的な支援＋実績評価）または途中脱落后に竜王町へ請求し、竜王町は受託者へ支払いを行う。
- (2) 請求に当たっては、利用者ごとに、委託料の内訳が分かる明細書、特定保健指導支援計画および実施状況（体重や腹囲等の変化、行動目標の達成の度合い、対象者ごとの支援概要等）が分かる進捗票、厚生労働省が定める電子的標準様式で作成したXMLデータ（CD-R）を添付すること。

7 個人情報について

個人情報の受け渡しについては、竜王町と協議のうえ適切な方法により行うこととし、受託者の費用負担により手配すること。また、契約終了後は、貸与した個人情報は消去し、報告書を提出すること。

8 その他

- (1) 本業務は、竜王町財務規則に基づき実施するものとする。
- (2) 安全管理や緊急時の対応
安全管理に十分留意し、運動の実践等を行う場合には、運動の制限がなされていないか等を確認すること。緊急時には速やかに対応できるような体制を確保すること。
- (3) 事故発生時等の連絡
事故が発生した場合や苦情が寄せられた場合は、速やかに竜王町に報告すること。また、その記録（事故の場合は再発防止策を含む）を作成し、竜王町に提出すること。
- (4) 本業務に用いる資料や内容については、事前に竜王町の承認を得ること。
- (5) 本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた事項については、竜王町と受託者間で協議を行い、竜王町の指示に従うものとする。